

柔道専門分科会 会則

平成 25 年 9 月 12 日 制定

日本武道学会会則第 6 章第 29 条「支部及び専門分科会の規定は別に定める」に基づき、柔道専門分科会の規定を以下の通りに定める。

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、日本武道学会柔道専門分科会（英文名：Japanese Academy of Judo）と称する。

第 2 条 本会事務局は、つくば市天王台 1-1-1 筑波大学体育系柔道研究室室内におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は柔道の科学的研究調査を行い、武道学（柔道）の発展普及につとめ、会員相互の研究上の連絡提携をはかり、会員の学術研究の向上に寄与する。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学会大会時に研究発表会又は講演会等を開催する。
2. 研究の助成
3. 内外における情報の交換
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会は会員（会費納入者）から成る。但し、会の名誉を著しく傷つけた場合は除名されることがある。

2. 会員は第 3 条の目的に賛同する者であって、会員の推薦により理事会の承認した者とする。

第 6 条 外国人の会員は前条の会員の項に準ずる。

第 7 条 会員は年会費（2,000 円）を納入しなければならない。

2. 会費は当該年度中に納入するものとする。
3. 会費を 2 ケ年以上滞納して催促に応じない場合は退会者とみなす。

第 8 条 会員は本会の営む事業に参加することができる。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名以内

理事長1名、理事7名以上15名以内

監事2名

第10条 会長は本会を代表する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第12条 会長、副会長は理事会及び評議員会の推薦に基づき総会において推挙する。

第13条 理事は、理事会を組織して、本会の業務を議決し、執行する。

2. 理事長は理事会を代表し、会務を掌理する。

第14条 監事は本会の業務執行の状況並びに会計を監査する。

第15条 役員任期は3カ年とし、再任を妨げない。

第16条 理事の選出は、理事会及び会長の推薦によって選出することができる。

第17条 理事会は、互選により理事長1名を選出する。また、監事は理事会で選出する。

第18条 日本武道学会の顧問及び名誉会員に選出された会員は、分科会の会費を免除する。

第5章 会議

第19条 本会の会議は総会、理事会とする。

第20条 総会は会長が招集し、年1回（武道学会大会期間中）これを開き、当日出席の正会員を以て構成し、議事は出席者の過半数の賛同によって決する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は次の事項を行う。

- (1) 会長、副会長の推挙
- (2) 会務の報告
- (3) 予算決算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要事項

第21条 理事会は、会長、副会長、理事、および監事により構成される。

2. 理事会は理事長がこれを招集し、理事構成員数の3分の2以上の出席によって成立す

る。但し、当該議事について書面を以てあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 理事会は次の事項を行う。

- (1) 事業報告並びに収支決算の審議
- (2) 事業計画並びに収支予算の審議
- (3) 総会への提案事項の審議
- (4) 総会から委託された事項の審議
- (5) 本会の事業運営に関する事項
- (6) その他必要な事項

第22条 すべての会議には、議事録を作成する。

第6章 会計

第23条 本会の経費は会費、本部補助金、寄付金、その他の収入を以てそれに充てる。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 会則の変更

第25条 この会則は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ総会の議決を経なければ変更することができない。